

センター月だより

5月分の活動状況報告

東濃西部少年センター

・地区別指導活動

| | 多治見 | 瑞浪 | 土岐 | 合計 |
|--------|-----|----|-----|-----|
| 指導件数 | 3 | 3 | 0 | 6 |
| 声かけ件数 | 627 | 90 | 170 | 887 |
| 指導参加者数 | 72 | 34 | 48 | 154 |

(指導日誌より)

多治見地区

- ・根本駅で駅員さんより「朝、かなりゴミが散らかっている。」とのお話。(大人も含めマナー向上を訴える取り組みが求められています。考えなければなりません。)
- ・バローでの見回りの際、「店長に連絡が取ってあるのか？」と店員さんから一声あった。(大型店舗での見回りでは、サービスカウンターで身分証を提示しお願いの声かけを必ずしてください。)
- ・男子小学生2名が自転車で右側通行していたので注意した。ノーヘルメットも。(道交法では自転車の右側通行や2台並んでの走行は2万円以下の罰金となります。)
- ・子ども情報センターのまわりで児童が走り回っていて危ない時がある。(見かけた時には注意しましょう。)
- ・旭ヶ丘公民館前で中学生が菓子袋をポイ捨てしていたので注意したが、「外は全部ゴミ捨て場」との返答があった。辛抱強く注意をしていくしかないと思います。
- ・5/8 多治見駅自由通路にて女子(有職無職少年?)1名が歩きながら喫煙。注意したが反応なし。

瑞浪地区

- ・駅駐輪場と中京高校前路上で、無灯火自転車の男子高校生各1名に注意した。
- ・駅前のベンチに土足のまま上がっていた無職少年にちゃんと腰かけるように注意したところ、素直に従ってくれた。
- ・桜ヶ丘公園で飲酒をしているような、おかしい言動をしている人がいたが、ちょうど帰るところであったようで気を付けて帰る様に声かけした。黄色のジャンパーでの巡回は大人に対しても防犯効果があるのでは。
- ・ゲームセンターに男子高生4名が飲食しながらゲームに熱中していた。早く帰宅するように声かけ。

土岐地区

- ・小学校の家庭訪問の日で、4名の男子が家の外に出されて肥田梅ノ木公園に集っていた。丁度、家庭訪問が終わったようだったので、帰宅するように促した。
- ・日の出公園にカップル1組、早く帰るように声をかけた。

センターから

先月の『月だより』で訂正した内容に間違いがありました。再度、訂正してお詫びします。

誤 正

6/26

8/26(日)

3地区合同研修会(土岐市セラトピアにて)

「すみません」ではスマナイ自転車事故

自転車でも事故を起こせば法律上の責任(刑事・民事)や道義上の責任を問われます

多治見地区の指導員さんから「陶彩の径」(かつての笠原鉄道軌道跡につくられた自転車・歩行者専用道路)での自転車による事故が心配だという声をよく聞くようになりました。これは笠原・滝呂方面から市内の高校へ通う登下校時の生徒の通行と遊歩道として利用する高齢者の散策が、朝晩かちあうことからきているのだと思われます。

自転車利用者は、歩行者も含む専用道路であっても歩行者の安全が何より最優先(場合によっては自転車をとめる、自転車をおりる)されることをよく承知しておかねばなりません。したがって、スピードの出すぎ、薄暮・夜間の無灯火・傘さし運転等々は絶対にあってはならないことです。

これはただの杞憂にすぎないのかもしれませんが、各地区からの指導日誌では、自転車がらみの口頭指導の事例が多く報告されています。ご存じのように平成20年6月1日、自転車の運転に関する道交法の改正がなされました。この機会にその詳細をお知らせします。皆様には是非熟知していただき、若者の指導に活かしていただきたいと思います。

信号機に従う義務 道路交通法第7条、懲役3か月以下または5万円以下の罰金

自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、歩行者用信号機に従わなければいけません。

並進の禁止 道路交通法第17条、2万円以下の罰金または料料

自転車は、道路標識等により認められている場合を除き、他の自転車と併進してはいけません。

夜間のライトの点灯等 道路交通法題52条、第63条、5万円以下の罰金

自転車は、夜間はライトを点灯しなければいけません。

また、反射機材を備えていない自転車(尾灯をつけているものを除く。)を夜間に運転してはいけません。

二人乗りの禁止 道路交通法第55条、第57条、2万円以下の罰金または料料

乗車席以外の場所に乗車させて自転車を運転してはいけません。

傘さし・携帯電話運転等の禁止 道路交通法第70条、第71条、5万円以下の罰金

自転車を運転するときは、携帯電話を手で保持して通話し、若しくは操作し又は、画像を注視してはいけません。(女子高校生の並進で携帯使用をよく見かけます)

そのひと言

もう30年ぐらい前になるでしょうか。毛筆で書かれたこの言葉をどなたかからいただきました。この言葉を書かれた人、その由来などは、分かりません。でも、言葉の力を見事に表していると思います。

そのひと言

そのひと言で 励まされ

そのひと言で 夢をもち

そのひと言で 腹が立ち

そのひと言で がっかりし

そのひと言で 泣かされる

ほんのわずかな ひと言が

不思議な大きな 力持つ

ほんのちょっとした ひと言で

「生き方サプリメント101錠」

第3集より

多治見市教育長

村瀬 登志夫氏